

鹿嶋市立平井中学校
いじめ防止基本方針

令和8年4月3日改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、茨城県、鹿嶋市、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）第13条の規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。本校の教育目標である「知性に富み、心豊かでたくましく生きる生徒の育成」に基づき、いじめの防止等の対策は、平井中が掲げる【認め合う・支え合う・高め合う】人間関係づくりの基盤として、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、令和5年4月施行の「こども基本法」に基づき、いじめ対応においては「こどもの最善の利益」を第一に考慮し、生徒が意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重する。全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護することが特に重要であることを認識し、茨城県、鹿嶋市、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

いじめ防止の取組や校則の見直し等に生徒が主体的に参画する機会を設けることは、生徒自身がルールの根拠を考え、身近な課題を自ら解決する力を育む重要な教育的意義を持つものとして推進する。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法）

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（いじめ防止対策推進法）

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（いじめ防止対策推進法）

3 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭その他校長が必要と認める者により構成する「平井中学校いじめ防止対策委員会」を置く。(いじめ防止対策推進法第22条より)

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

5 いじめの認知について

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「平井中学校いじめ防止対策委員会」を活用して行う。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って、以下の4つの要件について検証し、積極的に認知する。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しないように努める。

本人がいじめられていることを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断において、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対して法の趣旨を踏まえた適切な指導、対応等を行う。

好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対応を行う場合もある。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「平井中学校いじめ防止対策委員会」へ情報共有する。

6 いじめの防止等に関する措置

「平井中学校いじめ防止対策委員会」が中核となり、以下に示す学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等に関する措置について実効的・組織的な対応を行う。

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく、いじめの防止等に係る校内研修の企画や計画的な実施
- ③ 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し（RPDCA サイクルの実行）

(2) 未然防止

いじめの未然防止のため、「生徒一人一人の自己有用感・自己肯定感を引き出し、高める学校」を目指し、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

- ① 生徒会が主体となって作成する「いじめ防止スローガン」の策定や、生徒主体の学校行事、ボランティア活動を通じた集団づくりを行い、生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。
- ② 全校集会や道徳の授業、学級活動等において、日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成し、「いじめを許さない 100%」の達成を目指す。
- ③ 学習及び学校生活に関するアンケート調査や1人1台端末を活用した「心の健康観察」の結果を、授業づくりや共感的な人間関係の育成に活用する。いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ④ 自他の意見の相違があっても、互いを認めながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ⑤ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させ、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ⑥ 生徒及び保護者に対して、インターネット上のいじめを防止し、及び効果的に対応することができるように、必要な啓発活動（年1回 2月）を実施する。
- ⑦ いじめの問題に関する研修会や職員会議において、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて全ての教職員の共通理解を図る。
- ⑧ 以下に示す特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある生徒。
 - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒。

- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒。
- ・新型コロナウイルス感染症等を理由とした差別や偏見を受ける可能性のある生徒。

(3) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候を見逃さず積極的に認知を行う。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

グループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので、日頃より生徒の動きを観察し、注意深く対応する。

些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく速やかに「平井中学校いじめ防止対策委員会」に報告し、積極的に認知を行う。

生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、生徒からの相談に対しては、「事実」と「心情」を傾聴し、「平井中学校いじめ防止対策委員会」に報告後、迅速に組織的な対応を行うことを徹底する。

- ① 1人1台端末を活用した「心の健康観察」や「校内オンライン相談窓口」を導入・活用し、生徒がSOSを出しやすい環境を整備する。特に長期休業明けや年度末（1月～3月）には、1人1台端末を活用した「心の健康観察」や面談を重点的に実施し、見過ごされているSOSがないか全校体制で緊急の確認を行う。その際、いじめは犯罪行為（暴行・傷害等）に該当し得ることを改めて生徒に指導し、声を上げやすい環境を整える。
- ② 生徒のいじめの実態を把握するため、従来の記名式アンケートを確実に実施しつつ、1人1台端末を活用した「心の健康観察」を日常的に併用する。アンケートの結果については、即日中に複数の教職員で確認（ダブルチェック）を行い、些細な変化も見逃さない。
- ③ 定期的な個人面談（年3回）に加え、「校内オンライン相談窓口」を常設し、生徒がいつでもSOSを発信できる体制を整える。グランドデザインの目標「悩みを相談できる人がいる85%」の達成に向け、SCやSSWと連携したスクリーニング会議を定期的に開催し、早期支援につなげる。
- ④ 学級日誌や家庭学習帳、相談箱等に寄せられた訴えや情報から生徒の悩みやいじめに関する情報を把握する。
- ⑤ 保健室や相談室等で養護教諭やスクールカウンセラー等に相談ができることを周知する。
- ⑥ 電話相談やSNS相談窓口について周知する。
 - 茨城いのちの電話 電話 029-350-1000 (24時間対応)
 - いじめ・体罰解消サポートセンター（鹿行） 電話 0291-33-6317
(月～金 9:00～16:00)

「いじめなくそう！ネット目安箱」 rokkouijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp

(茨城県いじめ・体罰解消サポートセンターのホームページから)

- 子どもホットライン 電話 029-221-8181 (毎日 24 時間, 年末年始休)
FAX 029-302-2166
Eメール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
(子どもホットラインで検索してホームページから)
- 24 時間子供 SOS ダイアル 0120-0-78310 (なやみ言おう) (24 時間)

- いばらき子ども SNS 相談 (鹿行) 電話 0291-33-6317 (9:00~17:00)

(4) いじめに対する措置

(いじめに対する措置)

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

教職員がいじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、「平井中学校いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかに組織的な対応を行う。

被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の向上の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の理解を得て対応する。必要に応じて関係機関・専門機関と連携して対応する。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

① いじめを発見したり、通報を受けたりしたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、迅速に「平井中学校いじめ防止対策委員会」に報告する。
- ・ 「平井中学校いじめ防止対策委員会」は情報の共有を行った後、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- ・校長は、事実確認の結果を鹿嶋市教育委員会に報告する。
 - ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、鹿嶋警察署に迅速に相談又は通報し、適切に援助を求める。
- ② いじめられた生徒又はその保護者への支援
- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「心情」を傾聴し、自尊感情を高めるよう留意する。
 - ・「平井中学校いじめ防止対策委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針を決定する。いじめの事実関係が確認できない場合でも、生徒の「心情」の支援策を検討する。
 - ・判明した事実関係や今後の対応方針については、家庭訪問等により遅滞なく保護者に伝え、理解と協力を求める。
 - ※ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
 - ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
 - ・いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
 - ・状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。
 - ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ③ いじめた生徒への指導又は保護者への助言
- ・いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。
 - ・「平井中学校いじめ防止対策委員会」において情報共有を行い、「事実」と「心情」を区別して事実関係の確認を行い、組織的な対応方針や再発を防止する措置等について決定する。
 - ・いじめの事実関係を聴取したら、迅速に保護者へ連絡し、判明した事実に対する保護者の理解や納得を得る。学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめの事実関係が確認できない場面でも、聴き取りの経緯や内容、「平井中学校いじめ防止対策委員会」の判断等について保護者に説明し、理解を得る。
 - ※ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
 - ・いじめた生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか警察等の連携も含め、毅然とした対応を行う。
 - ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じて心理や福祉等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合いなどを行い、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

- ・情報モラル教育を年2回以上行う。(年2回、7月・2月)
- ・保護者への啓発活動として、インターネットの利用についての家庭での約束事や有害情報への対策のためのフィルタリングの導入、いじめの定義を確認した上での情報モラル、インターネット上の不適切な書き込み等を削除するための協力依頼等についての説明会を年1回行う。(年1回、2月)
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、被害者本人や保護者の削除の意思を確認し、「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議 報告書 学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集 教育委員会向け(文部科学省 平成24年9月)〈資料編〉第2章 削除依頼等の対応の基本」を参考にしながら、削除する措置をとる。必要に応じて法務局又は水戸地方法務局 鹿嶋支局(〒311-0032 鹿嶋市宮下5-20-4 電話:0299-83-6000)の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鹿嶋警察署(電話:0299-82-0110)に通報し、適切に援助を求める。

⑥ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている場合を指し、その上で「平井中学校いじめ防止対策委員会」が総合的に判断する。

1. いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安として継続していること。教職員は、この期間中、被害・加害生徒の様子を注視し、状況を逐次「委員会」に報告する。

2. 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認する。

【留意事項】

- 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を常に考慮し、当該生徒が卒業するまで、日常的に注意深く見守りと観察を継続する。
- 解消の判断基準やプロセスについては、必ず被害生徒及びその保護者に丁寧に説明し、理解を得るよう努める。

(5) 教職員による児童生徒性暴力等の防止および服務規律の徹底

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、生徒を教職員による性暴力から守り抜くため、以下の服務規律を徹底する。

① SNS等を用いた私的なやり取りの禁止

教職員は、SNSや電子メール等を用いて、生徒と職務外の私的なやり取りを行ってはならない。業務上必要な連絡を行う場合も、保護者の同意を得た上で、学校の公式ツールや電話など透明性の高い方法を用いる。

② 二人きりになる環境の回避

個別指導や相談を行う際は、他の教職員や保護者が認識できるオープンな場所で行うか、複数の教職員で対応するなど、密室状態を作らないよう配慮する。

③ 教職員間の相互監督と組織的対応

教職員による不適切な言動や、生徒との過度な親密さを察知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに管理職及び「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織として事実確認を行う。

④ 厳正な対処

児童生徒性暴力等の事実が認められた場合には、法の基本理念に基づき、原則として懲戒免職とするなど、厳正に対処する。

(6) 教職員による対応記録の作成と保存

① いじめに関する全ての相談・指導・支援の経過は、特定の教職員が抱え込まず、必ず「平井中学校いじめ防止対策委員会」等の会議記録として組織的に共有し、保存する。

② 記録にあたっては、教員の主観を排し、「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」といった客観的な事実関係を具体的に記載する。

③ いじめアンケート等の原本は当該生徒の卒業まで保管し、相談記録や会議録等の関係資料は、指導要録の保存期間に準じ、5年間適切に保存する。これらの資料は各自治体の文書管理規則に基づき管理し、年度末等に安易に廃棄してはならない。

7 重大事態への対処

いじめの重大事態については、いじめ防止対策推進法 28 条に基づき、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和 6 年 8 月改訂版)」等に則り、適切に対応する。

(1) 重大事態の定義

第 28 条第 1 項

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法)

上記条文に基づき、本校では以下の事態を重大事態として認知し、迅速に対応する。

① 生命心身財産重大事態(1号重大事態)

- ・いじめにより、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが含まれる。
- ・いじめの結果として転校・退学に至った場合も、原則としてこれに該当する。

② 不登校重大事態(2号重大事態)

- ・「相当の期間」とは、年間 30 日の欠席を目安とする。
- ・ただし、30 日に達する前であっても、いじめが要因で連続して欠席している場合は、迅速に重大事態として調査を開始する。

(2) 重大事態の判断と「疑い」段階での対応

① 本校は、重大事態の判断を「事実が確定した段階」ではなく、被害生徒や保護者から「い

じめにより重大な被害を受けた」との申立てがあった段階、または重大な被害の「疑い」が生じた段階で、即座に重大事態として認知し、報告・調査を開始する。

- ② 生徒や保護者から重大事態の申立てがあった際は、国が示す標準的な「申立様式」を活用し、訴えの内容を正確かつ迅速に把握する。保護者がいつでも申立てを行えるよう、当該様式は学校ホームページ等に常時掲載し、その所在を年度当初の保護者会等で周知する。また、調査の進捗状況については、被害生徒・保護者の要望に応じ、月1回程度を目安として、書面や面談等により適時「見える化」して経過報告を行うことで、透明性の確保と不安の解消に努める。
- ③ 「いじめの結果ではない」と学校側が判断した場合でも、申立てがある限り重大事態として扱い、調査を行わずに否定することはしない。

(3) 発生報告と外部機関との連携

- ① 重大事態が発生した（疑いを含む）場合は、速やかに鹿嶋市教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 市長部局との連携を強化し、必要に応じて**「総合教育会議」を開催**し、情報の共有と対応の協議を行う。
- ③ いじめが、犯罪行為（暴行、傷害、恐喝、強要、窃盗、性犯罪、SNS上での児童ポルノ拡散等）に相当し得ると認められる場合は、学校だけで抱え込まず、直ちに鹿嶋警察署に相談・通報し、適切に援助を求める。

(4) 調査体制の構築と「こどもの視点」の反映

- ① 調査主体は鹿嶋市教育委員会が判断する。不登校重大事態については、原則として学校が主体となって調査を行う。
- ② 調査組織は、公平性・中立性を確保するため、専門家や第三者の参画に努める。
- ③ 令和5年施行の「こども基本法」の理念に基づき、調査の過程において生徒が意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重する。

(5) 説明、情報提供および再発防止

- ① 調査開始前には、被害生徒・保護者に対し、調査の目的、組織構成、方法、期間の見通しなどを丁寧に説明し、共通理解を図る。
- ② 調査の進捗状況を適時「見える化」して経過報告を行い、被害生徒・保護者の不安解消に努める。
- ③ 調査結果については、個人情報に配慮しつつ、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 調査報告書で提言された再発防止策を真摯に受け止め、全教職員で共有し、速やかに学校運営の改善（RPDCAサイクル）に反映させる。